

女性の活躍推進法に基づく行動計画

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第8条に基づき、女性が更に活躍できる環境整備を目的に次の目標計画を策定する。

1. 計画期間

平成28年4月1日から平成33年3月31日

2. 当社の課題

(1) 特に女性の技術者の応募者数が少なく、採用割合が男性に比べ圧倒的に少ない。

H27 採用 20名（うち女性2名）10%

H28.4月採用 11名（うち女性1名）10%

(2) 勤続年数の男女差が約5年ある。

H28.4月時点 男性 17.4年 女性 12.0年

3. 実施内容

目標1 : 女性の採用比率において15%以上を目指す。

<対策>

女子学生向け採用セミナーへの参加やインターンシップでの女性の積極的受け入れを実施

HPやパンフレットに活躍する女性社員の姿を掲載する

非正規社員・派遣社員を正社員転換する

目標2 : 出産、育児、介護等の事由により定着率を下げない制度づくりを実施する。男性社員についても育児参加等を促す。

<対策>

年内に取得できる年休を全て消化した場合で、妊婦健診・配偶者の妊婦健診への付き添い・出産準備教室参加など出産、育児、介護等で休暇を申請した場合、半日単位取得を可能とする。

目標3 : 女性社員が安心できる職場づくりのために必要な施設や設備について意見や要望を聞き、より快適な職場環境を整備する。

<対策>

女性専用の休憩スペース（仮眠室）の設置、ロッカールーム（更衣室）のリフォーム、女子トイレの改修など